

裁 決 書

審査請求人

上記審査請求人から平成20年10月10日付けで提起された[redacted]福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った平成20年9月24日付け[redacted]号外による生活保護申請却下（以下「本件処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分庁がした本件処分は、これを取り消す。

理 由

1 審査請求人の主張

審査請求人（以下「請求人」という。）の請求の趣旨は、処分庁がした本件処分の取り消しを求めるもので、その理由は「生活保護申請に対する却下は、自立支援に対する逆行である。」、「食事もままならず、生活困難に落ち入っている。」及び「生活が困難になるとわかっていながら、却下された。」という点にある。

なお、請求人は審査請求書において、

- 「1、9月1日まで、[redacted]の保護下にあり、9月分の保護費で生活していたが、9月24日の月末に近い日に却下となれば、当然、生活が困難となることは、当たり前であり、却下となりうる重大な問題があったのかどうか？」
- 2、もし仕事が決まったとしても、通常その収入（給料）は1ヶ月後であり、それまでどうやって生活できるのか考えられたのか疑問を持つ。
- 3、私達個人（市民）から見たら、[redacted]では、保護下であったのに、[redacted]では却下というのは、考えられない。
- 4、必死に求職活動をしていたのに、何をもって能力の不活用と言われるのか、理解に苦しむ。
- 5、体調を整える為に、又、経済面での自立に向けて酒や遊び等殆どしないで行っていたのに不思議である。

- 6、何よりも、■■■■へ引越したのは、自立に向けた求職活動である。
 7、私のことを保護したくないという作用が働いたのではないか？

①略

②求職活動報告前から、ずうーと能力の不活用と言われ続けていた。

- ・ 9月2日の申請時・9月8日の居住地の確認時
- ・ 9月16日の稼働能力の判定結果連絡時

※求職活動報告を私がしたのは、指定日の9月19日であり、最初から、能力不活用と決めつけておられた。

③転居による保護継続申請が却下となるのは、極めて希である。

④略

⑤略

⑥私の求職活動先（企業）に、全て電話で確認されていることがわかりました。（担当者は部内会議で確認する様に決まったので、電話で確認した旨認めた。）

人を疑うということと、求職活動の妨害であり、人権を無視した行動であり、ゆき過ぎた行為である。

※そんなに疑う様であれば、企業とかハローワークから証明書をもらってきてくれとか、ハローワークと一緒に行きましょうとか、そういった指導、行動をとって欲しかった。非常に残念である。

⑦却下となった翌日に、能力不活用に至った根拠を説明して欲しいと出向いたら、書面に書いてある通りと説明はなかった。

2 処分庁の弁明

処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるもので、その理由として、

「請求人は、平成16年12月28日から平成20年9月1日まで、■■■■福祉事務所で生活保護を受給しており、平成20年9月分の生活扶助及び住宅扶助を同年9月1日に■■■■福祉事務所から受給している。単に9月分の生活扶助費を受給したのではなく、平成16年12月28日から受給しているため生活必需品全般などは揃っており、転居後においてもすぐにでも生計を維持できる状況であった。よって、自立する機会も却下通知の日までに十二分にあったと考える。

そもそも今回の転居については、自らの意思に基づくものであり、立ち退きなど他意による突発的なものではない。転居に伴う敷金・移送費の支給を受けており、転居そのものが消費生活に影響を与えることはないため、計画的に自立に向けた準備をする期間も十分にあったと認識している。飲食費等



を含む生活費は既に受給している訳であるから、「食事もままならない」とは考えられない。

このようなことから鑑みて、請求人は、申請期間中においても生活困難に陥いる状況にあるとはいえないと考える。」

「生活保護は、その補足性により、生活に困窮する者が利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものであり、解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。

特に能力の活用は保護受給の要件として重要な地位を占めている。

従って、請求人の年齢、経歴、健康状態などからみて稼働能力が認められる場合には、当然その能力が十分に活用されなければならないし、保護の実施機関としても、能力の活用に関する指導、助言をしなければならない。

熊本県生活保護の取り扱いにおいては、18歳以上65歳未満を稼働年齢層とし、能力に応じて就労指導を行うことにしている。

本所では、主治医からの意見聴取や嘱託医を含めた三者連絡会を開催するなど、医学的見地から専門意見を参考にしたうえで、重労働は困難かもしれないが、中・軽労働は十分可能という稼働能力の判定を行っている。

その結果、請求人は■歳で稼働年齢層であり、稼働能力は十分にあるため就労指導を行うことと判定したものである。請求人は申請時から稼働する意欲はあり自立したいという意思を表していたため、改めて本所が請求人に対して、保護の補足性により能力活用に努めるよう就労指導を成した。

請求人から提出があった求職活動状況申告書（平成20年9月19日付本所受理）について、一部事業所へ求人内容の確認をした。しかし、いずれも申告内容のおりの求人があったとは認められない結果であった。9月22日、請求人より担当ケースワーカーに電話があり、「求職活動は行ったが、会社名は間違っているかもしれない・・・」などと言い訂正を求めてきた。保護申請後、求職活動を行ったが、就職まで至らなかったことは、直接保護の要否には関係は無いが、どのように努力したかが肝要であると考え。本所は、上記調査を踏まえた結果、請求人は申告したとおりの求職活動を実施していないばかりか、申告書内容も信ぴょう性にも欠けるものであると考える。本所はまた、請求人が実際求職活動を行ったか確認の必要があると考えたが、個人情報保護の観点から困難だと考えたため、本調査は終了した。」

「管内のハローワーク■求人情報誌では、申請当時、請求人の就労可能性がある職場は複数存在しており、稼働能力があり、その能力を活かす場もありながら、熱心かつ真摯に活かす努力を充分にしているとは言えないため『稼働能力を活用しているとは認められない』と判定した。このような処分

庁の判定は、年齢、経歴、健康状態などからみた請求人の稼働能力の面だけでなく、請求人が熱心かつ真摯にその稼働能力を活用する意思があるか、具体的にその能力を活用する場があるかという点を含めて判断した正当なものである。

国民は、憲法第27条第1項により勤労義務を負っており、憲法25条はこれを前提として国民の生存権を保障したものであるから、稼働能力がありその機会があるにもかかわらず職業に就くことをあえて忌避する者については、生活保護法による最低生活の保障が及ばないと考える。生活保護が社会保障制度の一環として公費によって賄われ、国の責任において行われる以上、国民感情、社会倫理を無視して成立し得ないのは当然である。よって、生活保護法のみならず、憲法をはじめ、法令を遵守することが生活保護の適用に当たっての当然の義務であり、基本と考える。

この真摯な態度は、求職活動についてのみ求められているものではなく、生活の維持、向上、自立の目的を達成するために絶えず求められていると解する。」

「生活保護法（昭和25年法律第144号）第7条、第19条第2項・6項、第25条第1項、第34条第4項、第63条に規定するいずれにも、急迫した事由がある場合の保護に該当しないと判断する。

請求人の申請から却下に至るまでの期間の言動からみて、社会通念上、生命が危うくされているとか放置しがたいと認められる状況が切迫しているとは考えられない。」としている。



3 審査庁の判断

(1) 認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

ア 平成20年9月2日、処分庁は保護申請書を受理した。この際、処分庁の職員が、請求人が稼働年齢層であり求職活動の必要がある旨を説明し、ハローワーク 求人情報を渡した。

イ 平成20年9月4日、請求人から処分庁に電話があり、病院を受診したいがどこがよいかとの相談があった。福祉事務所の記録より の受診歴があるため、市内の 病院を紹介したところ、 ではないとのことであったので、 病院と 病院を紹介し、自分で通院先を決めるよう回答した。

ウ 平成20年9月8日、処分庁の職員が請求人宅を訪問し、請求人に面接し、調査を行った。

請求人が稼働年齢層であるため求職活動を行うことが必要であるこ

とを説明したうえで申請後の求職活動状況を尋ねたところ、市販の求人情報誌を見て2～3件ほど電話をかけてみたが断られた。過去に大企業で働いていたことで、雇い主が敬遠すると話した。また、管理的業務の経験があるので管理人の仕事希望しているが、見つからないと回答した。

職業安定所にはまだ行っていないとのことであったため、まずは職業安定所で求職活動を行うよう処分庁の職員が指導を行った。

エ 平成20年9月12日、処分庁は稼働能力判定会議を開催した。主治医からの病状調査、嘱託医協議の結果及び請求人が平成20年4月から9月まで病院を受診していない事実から、病気による受診は無く、求職活動ができる状態にあると一般的に言えるとしている。また生活歴・職歴等も考慮して客観的・総合的に勘案した結果、稼働能力については、申請時から充分中労働が可能であると判断できるので、請求人が申請以後見せていた就労意欲を一層活用することを決定し、請求人に対し重ねて就労指導を行うことを決定した。

オ 平成20年9月16日、処分庁の職員が請求人宅を訪問し、請求人に面接し、調査を行った。

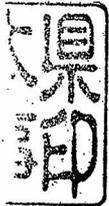
請求人に対して稼働能力判定会議の結果を伝え、求職活動状況申告書を渡し、9月19日に提出するよう説明した。

請求人は、稼働能力はあると自覚しており、 病院の主治医にも仕事はできると言って欲しいと頼んでいたと発言した。

請求人に求職活動状況を尋ねたところ、これまで3回職安に行って求人情報を閲覧し、打ち出してきた求人票を2社分処分庁の職員に見せた。職種は管理的業務で探しているが、 には募集がないと話すため、管理的業務だけでなく、他の職種についても探してみるよう指導した。また、職安の求職申し込み手続きはしておらず、面接を受けたいと思う会社が見つかった時に、手続きをする。またその他にも、求人情報誌（ゲットサポート、あつまらくんの求人案内）を活用して何社か電話をかけているが、具体的な会社名については覚えていないと回答した。

カ 平成20年9月17日、請求人から処分庁に中労働を具体的に教えて欲しいとの電話があり、店員や事務等医療要否意見書に記載してある内容を説明した。

キ 平成20年9月19日、請求人が処分庁に来所し、求職活動状況申告書を提出した。申告書には求人情報誌やハローワークを通して、面接1社、電話確認4社、履歴書送付2社、ハローワークでの情報閲覧



2回との記載があった。

ク 平成20年9月24日、処分庁はケース診断会議を開催し、申請を却下することを決定した。同日、稼働能力の不活用はじめ、生活保護法第4条（保護の補足性）等、保護の要件を満たしていないと判断しますとの理由により[REDACTED]号外により生活保護申請の却下を通知した。

(2) 判断

本件審査請求は、稼働能力の不活用等を理由として処分庁が保護申請を却下したことに對して、これを不服として審査請求に及んだものである。

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、稼働能力についても法第4条第1項にいう「能力」に含まれるものである。

そして、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第4においては、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」と規定され、その具体的な判断基準が「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）に示されている。

これによると、「1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。」

「2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」

「3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」

「4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で



評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」とされている。

さらに、局長通知第11の1の(2)では、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして申請を却下すること。」とされている。

以上の規定や判断基準をもとに、本件処分が適当であったか否かについて検討を行うものとする。

処分庁は、請求人の稼働能力の有無について、病状調査、嘱託医協議及び稼働能力判定会議を経て、中程度の稼働能力を有しているとの判断に至っており、手続き的には問題ないと考えられる。また、上記認定事実のオのとおり、請求人自身が稼働能力はあると自覚しており、主治医にも仕事はできると言って欲しいと頼んでいたとの発言にもあり、この点については請求人と処分庁との認識は一致している。

問題は、稼働能力を活用しているか否かについてであり、この判断は、請求人が稼働能力を有する場合であっても、その具体的な稼働能力を前提としたうえで、請求人にその稼働能力を活用する意思があるかどうか、請求人の具体的な生活環境の中で実際にその稼働能力を活用できる場があるかどうかにより行うべきものである。

処分庁は、弁明書において、「申請当時、請求人の就労可能性がある職場は複数存在しており、稼働能力があり、その能力を活かす場もありながら、熱心かつ真摯に活かす努力を充分にしているとは言えないため『稼働能力を活用しているとは認められない』と判定した。」と主張している。

本件の場合、請求人が稼働能力を活かすために、熱心かつ真摯に努力をしたかどうか不明であるが、請求人がここ数年間就労したことがなく生活保護を受給していたこと、また、年齢的にも^{〇〇}歳代の半ばで極めて求人が限定される立場にあること、さらに、^{〇〇}公共職業安定所における平成20年10月の有効求人倍率が0.61と低い水準に留まっていること等を考慮すれば、稼働能力があり稼働能力を活用する意思があったとしても、雇用の場が限られているため、採用されるまでに時間を要するであろうことは、容易に推測できたはずである。

その場合、処分庁は、請求人に対して通常の者と同じレベルの仕事を求めるのではなく、短時間の労働や軽作業等比較的負担の小さな仕

事から始めるよう指導し、その後に様子を見ながら転職を勧める等の支援を行うべきである。

稼働能力を活用しているか否かについては、そうした支援を行い、一定の期間を置いたうえで判断すべきであり、必要とされる支援を行わないまま申請から1ヶ月も経過していない段階で稼働能力を活用していないと判断したのは拙速に過ぎると考えられる。

よって、本件処分は、請求人のこれまでの生活状況や地域において稼働能力を活用する場が限られているという事情等を考慮せず、さらに、請求人の求職活動に対する必要な支援を行わないまま、稼働能力を活用していないとの判断に至っており、判断の根拠となる事実の積み重ねが不十分であることから、不当な処分であったと認められる。

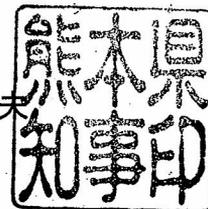
以上、本件処分を違法とする請求人の本件審査請求は、理由がある。

よって、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。



平成21年1月9日

熊本県知事 蒲島郁夫



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。

ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる本件処分をした処分庁の所属する[]を被告として(訴訟において[]を代表する者は[]長となります。)

本件処分取消しの訴えを、又は熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となります。）この判決取消しの訴えを提起することができます。ただし、判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると本件処分又は判決取消しの訴えを提起することができなくなります。

熊本